

神戸大学大学院海事科学研究科博士課程後期課程の
課程博士学位論文草稿の予備検討に関する内規

平成18年12月13日制定

平成21年6月17日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、課程の修了者に授与する博士の学位論文審査に先立ち実施する、学位論文草稿の予備検討に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 学位論文草稿の予備検討を願ひ出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 学位論文草稿予備検討願 (様式1) | 1部 |
| (2) 論文目録 (様式2) | 1部 |
| (3) 学位論文の草稿 | 3部 |
| (4) 論文内容の要旨の草稿 (様式3) | 3部 |
| (5) その他の参考論文 | |

(予備検討委員会)

第3条 予備検討の願ひ出があったときは、出願者ごとに、予備検討委員会を置く。

2 予備検討委員会は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かを判定する。

3 予備検討委員会は、指導教員及び指導教員から委嘱された教授又は准教授2人以上をもって組織する。ただし、少なくとも教授2人を含めなければならない。

4 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者1人以上を予備検討に加えることができる。

5 予備検討委員会は、予備検討の結果を出願者に通知するものとする。

(研究科長への届出)

第4条 予備検討委員会は、論文等の内容が学位審査に値すると認めるときは、予備検討結果報告書 (様式4) 及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿 (様式5) を研究科長に届け出るものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年6月17日から施行する。